

会 議 録

会議の名称	委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（令和5年度（2023年度）第1回）
開催日時	令和5年（2023年）7月21日（金） 10時00分～11時10分
開催場所	枚方市役所 本館3階 第3会議室 Web会議
出席者	会長：吉村評価員 評価員：三成評価員、浜口評価員、吉崎評価員 事務局：（契約課）山下課長、山下課長代理、安藤係長、坂田主任
欠席者	—
案 件 名	案件1．委託業務総合評価一般競争入札ガイドラインの見直しについて
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の次第 ・評価員名簿 ・資料① 委託業務総合評価一般競争入札の実施フロー ・資料② 枚方市契約規程（R5.4） ・資料③ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱 ・資料④ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン（令和3年11月10日改定） ・資料⑤ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン【案】 ・資料⑥ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドラインの見直しについて ・資料⑦ 多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～ ・地方自治法 抜粋
決 定 事 項	審議案件について、意見聴取が行われた。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
所管部署（事務局）	総務部契約課

審 議 内 容

<運営についての確認>

各評価員同意の上、上記のとおり、会長の選出、会議の非公開、会議録の公表について決定した。

<主な意見・質疑>

案件1. 委託業務総合評価一般競争入札ガイドラインの見直しについて

《制度の沿革と特徴、課題、1 評価割合及び評価点について》

評価員：0点を避けるために、基礎点（20%）を導入するとのことであるが、項目の積上げがなくても、入札した業者は必ず最低20%は付くという理解でよいか。

事務局：一定の要件を満たした場合に付くので、必ず20%の点数が付くとは限らない。

《2 社会的価値評価項目について》

評価員：幅のある評価ができるように見直すという方向性とのことであるが、「その他」の「(3) 履行場所での市内事業者からの調達」の項目において、市内事業者からの調達が15%以上である場合、1点を加点する点について、市内事業者からの調達が100%でも1点なのか。

事務局：そのとおりである。

評価員：「性的マイノリティに関する取組」の1.5点を加点する点について、一回研修するということと、この間、最高裁の判決もあったとおり、どこまでやるかによって中身は違うが、中身によって幅を設けるのか。

事務局：配点としては1.5点のみなので、「性的マイノリティに関する取組」に積極的に取り組んでおられる業者も1.5点になり、幅を設けない形で考えている。

会長：「働きやすい就労環境への取組」と「多様な人材活用への取組」について、点数が26.5点と30.5点と小数がついてしまっているが、設計の段階において、避けようはなかったのか。

事務局：標準的な業務で言うと、社会的価値評価は60点満点であり、基礎点は20%（12点）が相当であると考え、基礎点引く48点の中でどう割り振りしていくかというところで検討する中で、このようになった。

会長：「働きやすい就労環境への取組」の「健康経営」とは、枚方市が実施している一種の認証制度みたいなものを考えているのか。

事務局：経済産業省が実施している健康経営優良法人認定制度を考えている。

会長：「健康経営」の「③喫煙率」について、もちろん喫煙率が低いに越したことはないが、従業員の自由というところもあり、評価として使うことによって、従業員にタバコを吸うのをやめるように強制的に働きかけることにはならないか。

事務局：本市において、勤務時間中の喫煙は禁止になっており、昨今の受動喫煙による健康被害の問題や分煙の取組などの社会情勢を踏まえ、喫煙率の低下を目指す機運の醸成を推進

しようという観点で、健康経営優良法人認定制度の項目の中から取り入れた。

評価員：私も同じような懸念を抱いた。喫煙するかしないかというのは、個人の自由である。休憩時間に喫煙する場合、分煙をして、喫煙コーナーを設けているかなどは、客観的な数値になると思う。しかし、喫煙率と言ってしまうと、どうそれを調査するのかという話と、喫煙者を排除するような論理になるというのが少し気にはなる。喫煙率という数値を求めるのか、それとも分煙などの設備、設定について配慮しているということを求めるのか、方針はどうか。

事務局：喫煙率については、40歳以上を対象にした特定健診の中で、喫煙しているかを問う質問項目があるので、特定健診の結果をもとに、喫煙率が何%であるのかは、各業者は把握が可能である。

評価員：私の勤め先でもアンケートがあるが、健康情報というのはプライバシー情報で、絶対に記入しないとイケないというものではないと思う。喫煙率について、点数化するのは少し気にはなる。

事務局：いただいた御意見を踏まえて、検討させていただく。

評価員：「次世代育成」の「④不妊治療のための休暇制度の有無」について、少子化対策等で自治体が補助金を出すなど一定の措置があるので、項目に入れるのが悪いとは必ずしも言えないが、不妊治療のための休暇制度の有無を項目に入れるのは、不妊治療を義務付けているのに等しい。女性の人権という観点で考えると、不妊治療をしたくないという人もいるにもかかわらず、不妊治療の休暇を付与するので、不妊治療をして体外受精等も目指しなさいというメッセージにもなりかねないと思う。

事務局：市としては、休暇制度として整備されているかどうかを評価の対象にすることを考えており、これをもって不妊治療を勧める方向に捉えられるという認識はなかった。制度として整備していることを評価することによって、それを勧めているというふうに見られてしまうということか。

評価員：不妊治療は、人権やジェンダーの視点から言うと結構微妙である。確かに治療を受けておられる方は、きちんと休みをもらって治療を受けたいという切実な思いを持っておられるので、それに対する手当があるというのはとても重要であるが、不妊治療も結構プライベートな問題である。いくら少子化対策とはいえ、やはり社会的圧力になってしまう。子供を持たないことがあまり望ましくないといったメッセージになりかねないというのが気になる。

事務局：いただいた御意見を踏まえて、検討させていただく。

評価員：健康経営優良法人の認定について、喫煙率が一定以下であれば認定されるというような制度があるということか。

事務局：健康経営優良法人の申請において色々な質問項目があり、その一つに、喫煙率が何%なのかを答える項目がある。

評価員：それが認定上評価されるということになるのか。

事務局：質問項目はたくさんあり、そこだけというわけではないが、その内容も含めて評価されるということである。

事務局：認定に当たり、どういう取組をしているかという項目がある。その中の選択項目の一つ

として、喫煙率を下げる取組がある。

評価員：そういうことであれば積極的に申し上げることはどうかと思うが、ただ、他の委員のおっしゃるような懸念は充分当たると思うので、ご検討いただきたい。

評価員：「働きやすい就労環境への取組」の中で、休暇制度について、昨今よく労働者が有給休暇をなかなか取得できない環境にあるという相談がたくさんある。もし、不妊治療のための休暇制度の有無というのを削除されるのであれば、有給休暇の取得率という項目を入れるのはどうか。その方が働きやすい環境という部分につながっていくのではないかなと思うので、ご検討をお願いしたい。

事務局：参考にさせていただく。

評価員：今のご意見はとても大事だと思う。不妊治療の休暇より有給休暇の取得率を評価に反映した方が遥かに良い。全ての労働者に関わる問題なので良いと思う。

会長：コロナ禍で明らかになったのは、子どもが保育所でコロナに感染して、病院の清掃など、業務によっては、事業者も結構気を使っておられるということがあって、親が業務を休まないといけないということがあったと思う。その際、年休を使い切ってしまう場合、病欠のような扱いになるということが、事業所というか労使関係の中で問題になっていたのではないかなと思う。そうすると、例えば、年次有給休暇の仕組みと別建てで何か治療のための休暇の日数を設定しているようなこと、多分、今あまりないと思うが、そういうところを評価するのはいいかもしれない。

評価員：コロナ禍の影響で、会長が挙げられた有給休暇とは別建ての、有給の休暇という意味合いの制度は、昨今増えていると思う。

事務局：それを含めて検討させていただく。

評価員：今の点で補足させていただく。子の看護休暇というのが育児介護休業法では一定日数認められているが、日本における日数は、世界標準と比較すると少なすぎる。それをどう評価するかという問題がある。あるいは日本では病気休暇が非常に取りにくいので、有給を削って、あるいは有給を看護や自分の病気のために残しておいて、結局消化しきれないというのが現状として長く指摘されてきている。そういった問題を解消するために、休暇の自由な使い方やその辺りを上手く文章化して評価するというのは、一つの考え方ではないかなと思う。

会長：個々の項目についてはではないが、社会的価値評価について、応札して来られる会社についての評価と、この業務委託の中で、枚方市が特に何をやってほしいのかということが混在していると思う。応札する会社が公告されたそれぞれの評価項目についての資料を用意して、それに対して枚方市がそれぞれについて評価するというのは、割と大変なことなのではないかという気がする。例えば、ここに並んでいる色々な項目の中で、特に会社の状況について、例えば1年毎とか2年毎ぐらいに、別の機会に会社から、提出しておいてもらって、その点数は、入札で活かせるというような運用の仕方というのはできないのか。指名願いを出すようなものと同じような雰囲気になるかもしれないが、応札しようと思う会社に、あらかじめ提出してもらって点数の評価を枚方市の方で貯めておくような、建設の経営事項審査みたいなイメージである。このような手法の導入について、何か議論になったことはあるのか。

事務局：そのような議論は、今までなかった。

会長：できそうにないということであれば、構わない。

事務局：評価項目の中に何をやってほしいのかというのが混在しているというのは、業務の仕様とは関係なく社会的価値評価の項目に関して、市がどういうことを求めているのかがわかりづらいということか。

会長：例えば、今日の見直し案でいうと、障害者雇用率は会社の話である。ところが、履行場所での障害者雇用、履行場所でのひとり親雇用というのは、これは枚方市の委託業務を通じて、市民の働き方のスタイルに影響を及ぼしたいという、ある種の政策的な意図がある。それが混在しているという意味である。

会長：本日の各評価員からの意見を受けて、事務局において、検討をお願いする。

《閉会》

以上